

## 贈与税の配偶者控除

### ～配偶者だけに認められた贈与税の控除分～

贈与税の特例として、配偶者から居住用の不動産、あるいは、これを購入するための資金を贈与されたときに、最高 2,000 万円まで贈与税から控除されるのが「**贈与税の配偶者控除**」です。

この配偶者控除の対象者は、以下の条件を全て満たしていなければなりません。

- 1)  
婚姻期間が**20年以上**の配偶者からの贈与であること。
- 2)  
控除額は**最高 2,000 万円**で利用できるのは**1回だけ**。  
最高 2,000 万円というのは、例えば 2,500 万円の家を贈与されたときは、2,000 万円までの控除枠が全て利用できます。

しかし、1,600 万円の家を贈与されたときは 1,600 万円の控除となり、残った 400 万円の控除枠を不動産以外の贈与で利用したり、翌年に繰り越すこともできません。  
また、同じ配偶者からの贈与については、金額にかかわらず1回だけしかこの制度を利用できません。

- 3)  
**住居用の不動産**あるいは、**住居用の不動産を購入するための資金**の贈与であること。

直接不動産を贈与された場合でも、購入資金だけを贈与された場合でも、**翌年の3月15日までに**住居用の不動産を取得して、なおかつそこで生活していることが必要です。  
また、その後も引き続き、そこで生活していく見込みであることも条件です。

- 4)  
贈与を証明する書類を添付し、配偶者控除の申請書を税務署に提出すること。  
つまり、本人が申告書を提出して手続きしなければ、贈与税が控除されないということです。

**贈与税**には、110 万円まで基礎控除として認められていますので、**配偶者控除分も含めると 2,110 万円までが非課税扱い**になります。

### <贈与税の配偶者控除の申告方法>

申告先	住所地を管轄する税務署長
申告人	贈与を受けた配偶者
必要書類	・贈与税の申告書 ・贈与された日から 10 日以上経過した後に作成した、戸籍謄本または抄本と、戸籍の附票 ・登記事項証明書、登記原因証明情報、住民票等、登記完了後にお渡しした書類一式 ・印鑑